

福岡市結核予防費補助金交付要綱

(通則)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律114号、以下「法」という。）第60条第1項に基づく結核予防費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、結核健康診断の実施を推進し、もって結核の予防を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の1号又は2号に該当し、かつ3号に該当する者とする。なお、補助事業者は公募により募集する。

- (1) 法第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業を実施する者
- (2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う(1)に準じた健康診断事業を実施する者
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員のうちに前号に該当する者
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者（若しくは補助事業者）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者（若しくは補助事業者）に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業
- (2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う(1)に準じた健康診断事業
- (3) その他事業（市長が特別な理由があると認めるとき。）

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる者に実施した胸部エックス線検査に要する費用とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学、高等学校、高等専門学校)、専修学校又は各種学校(修業年限が 1 年未満のものを除く。)の学生又は生徒であって当該年度に入学した者
- (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設の入所者であって 65 歳以上若しくは当該年度中に 65 歳になる者
- (3) 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成 2 年法務省告示第 145 号)の別表第 1 に定める日本語教育機関の生徒であって、当該年度に入学した者

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、次の第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額と第 3 号に掲げる額を比較し、いずれか低い額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、予算の範囲内で決定し交付する。

- (1) 基本額 医療機関(保健所を除く。以下同じ)が実施する胸部エックス線検査を受けた者の人数に 640 円を乗じた額
- (2) やむを得ない事情により立位による撮影ができないため、医療機関が実施する直接撮影による胸部エックス線検査を受けた者の人数に 1,670 円を乗じた額
- (3) 対象経費 医療機関が実施する胸部エックス線検査に要する実支出額から補助事業を実施した年度におけるその実施に関する収入の額(本事業による補助金を除く。)を控除した額

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、市長の定める期日までに福岡市結核予防費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支計画書(様式第 1 号別表)
- (2) 定款又は寄付行為、規約等の写し
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第 7 条第 2 号に定める方法により補助事業を行い、当該補助金の交付を申請する場合は、その事情を明らかにする書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市結核予防費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により補助事業者には通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、すみやかに補助事業者に対してその旨を通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに福岡市結核予防費補助金変更交付申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(軽微な変更を除く。)をするとき

- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

(補助金の変更交付決定)

第 11 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更を交付決定し、福岡市結核予防費補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福岡市結核予防費補助金実績報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支決算書（様式第 5 号別表）
- (2) 支出証拠書類（領収書の写し他支払いの明細がわかるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、結核健康診断事業補助金実績調査確認書（様式第 6 号）により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には福岡市結核予防費補助金確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 14 条 市長は、事業完了後に補助事業者より、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(補助金の交付の条件及び関係書類の整備)

第 16 条 市長は、この補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 3 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(施行の細目)

第 17 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療局長が定める。

附則（昭和 47 年 10 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は昭和 47 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、昭和 61 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則（昭和 61 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は昭和 61 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 5 年 10 月 31 日をもって廃止する。

附則（平成 5 年 11 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 5 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 9 年 10 月 31 日をもって廃止する。

附則（平成 9 年 11 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 9 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 17 年 9 月 12 日をもって廃止する。

附則（平成 17 年 9 月 13 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 17 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 19 年 6 月 26 日をもって廃止する。

附則（平成 19 年 6 月 27 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 19 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 26 年 4 月 10 日をもって廃止する。

附則（平成 26 年 4 月 11 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 26 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（平成 29 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 29 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

附則（平成 31 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は平成 31 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（令和 2 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は令和 2 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（令和 3 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は令和 3 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は令和 4 年 4 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則（令和 6 年 7 月 1 日）

なお、この要綱の適用を受ける補助事業は令和 6 年 7 月 1 日以降実施されたものとする。

（期間）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(様式第1号)

福岡市結核予防費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

(申請者) 住 所 千
団 体 名
代表者職氏名

福岡市結核予防費補助金の交付を受けたいので、要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 補助事業を実施する学校又は施設

(1) 所在地
名 称
(2) 所在地
名 称

3 補助事業の目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づく
定期の健康診断(もしくは出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う健康診断)

4 補助事業の内容(提出書類及び添付書類)

- (1) 事業計画及び収支計画書(様式第1号別表)
- (2) 定款又は寄付行為、規約等の写し
- (3) 役員名簿

【裏面あり】

【暴力団排除及び本市の市税を滞納していないことに関する照会への同意欄】

本件申請にあたり、市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警へ照会確認に使用することに同意します。

また、「市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされることに同意します。

年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人・団体名等）

(様式第1号別表)

事業計画及び収支計画書

1 事業計画

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)
胸部エックス線 検査	円	円	円

- (注) 1 総事業費の(A)欄には、補助対象となる者を実施する胸部エックス線検査に必要な額を記入してください。
- 2 寄附金その他の収入予定額の(B)欄には、福岡市における本事業の補助金算出額を除く収入額を記入してください。

2 収支計画

支出予定額 (C)	交付基準による算定額				補助基本額 (G)	補助金 算出額 (G) × 2/3 (H)
	区 分	対象人数 (D)	単価 (E)	算定額 (D) × (E) (F)		
円	基本額	人	640円	円	円	円
	加算額	人	1,670円	円		
	合 計			円		

- (注) 1 支出予定額(C)欄には、「1 事業計画」の差引額(C)を記入してください。
- 2 基本額の対象人数(D)には、胸部エックス線検査を受診する学生・生徒若しくは施設入所者の人数(間接撮影、直接撮影の合計)を記入してください。
- 3 加算額の対象人数(D)には、やむを得ない(医学的)理由により立位による撮影ができないため直接撮影(デジタル撮影)を受診する人数を記入してください。
- 4 補助基本額(G)の欄には、支出予定額(C)と算定額(F)の合計額のいずれか低い額を記入してください。
- 5 補助金算出額(H)の欄には、補助基本額に2/3を乗じ、円未満を切り捨てた額を記入してください。

(様式第2号)

福岡市結核予防費補助金交付決定通知書

保 感 第 号
 年 月 日

様

福岡市長
(保健医療局感染症対策部感染症対策課)

年 月 日付をもって申請のあった福岡市結核予防費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、補助金内示額については、福岡市結核予防費補助金交付要綱第7条に基づき、予算の範囲内で決定しております。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業（もしくは出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う健康診断事業）

2 補助金内示額 円

3 補助金交付予定時期

(様式第 3 号)

福岡市結核予防費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)福岡市長

〒
(申請者) 住 所 _____
団 体 名 _____
代表者職氏名 _____

年 月 日付 保感第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、変更の交付決定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項の規定に基づく定期の健康診断(もしくは出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う健康診断)

2 補助金の交付変更申請額

- (1) 交付変更申請額
- (2) 補助金内示額
- (3) 変更増減額

3 変更理由

4 事業計画及び収支計画書(様式第 1 号別表)(変更後)

(様式第4号)

福岡市結核予防費補助金変更交付決定通知書

保 感 第 号
年 月 日

様

福岡市長
(保健医療局感染症対策部感染症対策課)

年 月 日付をもって変更申請のあった福岡市結核予防費補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の2第1項の規定に基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業(もしくは出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う健康診断事業)

2 補助金内示額

- (1) 変更交付内示額
- (2) 補助金内示額
- (3) 変更増減額

3 補助金交付予定時期

(様式第5号)

福岡市結核予防費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)福岡市長

(申請者)	住 所	〒
	団 体 名	
	代表者職氏名	

年 月 日付 保感第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 補助事業の実施年度 年度
- 事業実績報告書及び収支決算書（様式第5号別表）
- やむを得ない事情により立位による撮影ができないため、医療機関が実施する直接撮影による胸部エックス線検査を受けた者がいた場合は、その理由書
- 補助金内示額と精算額

(1)補助金内示額	円
(2)補助金精算額	円

(注) (1)様式第2号福岡市結核予防費補助金交付決定通知書の補助金内示額を記載してください。
(2)様式第5号別表2収支決算書の補助金算出額(H)を記載してください。

(様式第5号別表)

事業実績及び収支決算書

1 事業実績

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)
胸部エックス線 検査	円	円	円

- (注) 1 総事業費の(A)欄には、補助対象となる者に実施する胸部エックス線検査に要した額を記入してください。
- 2 寄附金その他の収入予定額の(B)欄には、福岡市における本事業の補助金算出額を除く収入額を記入してください。

2 収支決算書

支 出 額 (C)	交付基準による算定額				補助 基本額 (G)	補助金 算出額 (G) × 2/3 (H)
	区 分	対象人数 (D)	単価 (E)	算定額 (D) × (E) (F)		
円	基本額	人	640円	円	円	円
	加算額	人	1,670円	円		
	合 計			円		

- (注) 1 支出額(C)欄には、「1 事業計画」の差引額(C)を記入してください。
- 2 基本額の対象人数(D)には、胸部エックス線検査を受診する学生・生徒若しくは施設入所者の人数(間接撮影、直接撮影の合計)を記入してください。
- 3 加算額の対象人数(D)には、やむを得ない(医学的)理由により立位による撮影ができないため直接撮影(デジタル撮影)を受診する人数を記入してください。
- 4 補助基本額(G)の欄には、支出額(C)と算定額(F)の合計額のいずれか低い額を記入してください。
- 5 補助金算出額(H)の欄には、補助基本額(G)に 2/3 を乗じ、円未満を切り捨てた額を記入してください。

(様式第6号)

結核健康診断事業補助金実績調査確認書

年 月 日

確認者 所 属
職 名
氏 名

印

年 月 日付、福岡市結核予防費補助金実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第7号)

福岡市結核予防費補助金確定通知書

保 感 第 号
 年 月 日

様

福岡市長
(保健医療局感染症対策部感染症対策課)

年 月 日付の福岡市結核予防費補助金実績報告書により、補助金の額を下記のとおり
確定したので通知します。

記

1 補助事業名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に
基づき学校又は施設の長が行う定期の健康診断事業(もしくは出入国管理及び難民認定法
第7条第1項第2号の基準を定める省令の規定による日本語教育機関及び教育機関が行う健
康診断事業)

2 補助確定額

円

3 補助条件

福岡市結核予防費補助金交付要綱を遵守すること。